

守山市地域公共交通運賃協議会の設置および 守山市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

1 守山市地域公共交通運賃協議会の設置

これまでは、地域公共交通にかかる制度や運賃については「守山市地域公共交通活性化協議会」で協議を行っていましたが、活性化協議会には複数の交通事業者や関係者団体等が委員として参加しているため、運賃額を活性化協議会内で決定することが独占禁止法に抵触する可能性があることから、令和5年10月に道路運送法の改正が行われ、運賃に関する部分については、別途協議体の設置が必要となりました。

そのため、今般、本市においても「守山市地域公共交通運賃協議会（以下、運賃協議会という。）」を設置しましたので報告します。

(1) 委員

法に基づき、下記の委員で構成しています。

- ・ 協議運賃を定めようとするバス事業者およびタクシー事業者
 (委員候補) ・ 近江鉄道株式会社 ・ 江若交通株式会社
 ・ 近江タクシー株式会社 ・ 守山タクシー株式会社
- ※事業者については、独占禁止法に抵触しないよう、運賃協議会を開催する際は、その都度委員委嘱を行い、1事業者ごとに協議を行う。
- ・ 市民、利用者代表
 守山市自治連合会 会長 石田 俊治 様
- ・ 滋賀運輸支局
 主席運輸企画専門官 田中 郁代 様
- ・ 守山市
 都市経済部 次長 (都市計画・交通政策課 課長) 川端 和行

(2) 運賃の種類

バスや乗合タクシー等の運賃は、道路運送法に基づき、以下の3種類に分けられており、運賃協議会で扱うものは協議運賃のみとなります。

- ・ 協議運賃：地域の実情に応じた運賃設定のため、運賃協議会で協議を行い、協議が調った証明を国に提出することで定める運賃。
- ・ 上限運賃：運行距離等に応じた適正な費用と利益をもとに、国からの許認可を得て定める運賃。
- ・ 軽微運賃：路線不定期や区域運行であり、旅客の利益におよぼす影響が小さい運賃とされるもので、届出の提出により定める運賃。

(3) 会議の開催

原則、守山市地域公共交通活性化協議会終了後の開催を予定していますが、状況により書面開催となる場合があります。

(4) その他

運賃協議会開催前に、協議内容について、市のホームページ等で市民への意見聴取を行う必要があります。

2 守山市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正

運賃協議会の設置にともない、守山市地域公共交通活性化協議会の設置要綱を一部改正しました。

〔改正内容〕

守山市地域公共交通活性化協議会の所掌事務から、運賃および利用料金に関する文言を削除。

新旧対照表

改正前	改正後
(所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。 (1) 交通計画の策定および変更の協議に関すること。 (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 本市における生活交通の確保に関する枠組みづくりその他生活交通のあり方全般に関する事項 (5) 本市における生活交通の確保に関する計画策定についての調整および決定に関する事項 (6) 本市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、 <u>運賃、料金</u> 等に関する事項 (7) 市運営有償運送の必要性 <u>および旅客から収受する対価</u> に関する事項 (8) その他公共交通に関して協議会が必要と認める事項	(所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。 (1) 交通計画の策定および変更の協議に関すること。 (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 本市における生活交通の確保に関する枠組みづくりその他生活交通のあり方全般に関する事項 (5) 本市における生活交通の確保に関する計画策定についての調整および決定に関する事項 (6) <u>本市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項</u> (7) <u>市運営有償運送の必要性等に関する事項</u> (8) その他公共交通に関して協議会が必要と認める事項

〔参考〕

○守山市地域公共交通運賃協議会設置要綱

令和6年8月9日

守山市告示第286号

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項および第9条の3第3項の規定に基づき、地域における需要に応じ、住民の生活のための旅客を確保する必要がある路線または営業区域に係る運賃および料金を協議するため、守山市地域公共交通運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 運賃協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）法第3条第1号イに規定する事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）および法第3条第1号ハに規定する事業（以下「一般乗用旅客自動車運送事業」という。）の運賃または料金等に関する事項
- （2）その他地域公共交通に関して市長が必要と認める事項

（委員）

第3条 運賃協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- （1）法第9条第4項および第9条の3第3項に規定する運賃（以下「協議運賃」という。）を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が指名する者または一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者が指名する者
- （2）市民または市内交通の利用者
- （3）近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員
- （4）都市経済部都市計画・交通政策課長

（任期）

第4条 運賃協議会の委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、前条第1号に掲げる者にあつては、当該協議運賃に係る協議が終了する日までとする。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 運賃協議会に会長を置く。

- 2 会長は、第3条第4号に掲げる者をもって充てる。
- 3 会長は、運賃協議会を代表し、会務を統括する。

（会議）

第6条 運賃協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議に委員が出席できない場合には、代理出席を認めることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を求めることができる。
- 6 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められると会長が認める場合については、非公開で行うことができる。
- 7 会長は、会議の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。
(協議結果の取扱い)

第7条 委員は、運賃協議会で決定した事項について、その決定を尊重するものとする。

(庶務)

第8条 運賃協議会の庶務は、都市経済部都市計画・交通政策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、運賃協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この告示は、令和6年8月9日から施行する。